

子育て世帯生活支援
特別給付金の支給について

問 子育て支援課 ☎(55)7118

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給しています。

▼給付額／児童一人当たり一律5万円 ※ただし、同一児童にかかるひとり親世帯分とひとり親世帯以外分の給付金は、重複して受け取れません。

【ひとり親世帯分】

▼対象／次のいずれかに該当する方

- ①令和4年4月分の児童扶養手当が支給された方
- ②公的年金などを受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る。)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▼支給手続き

【①に該当する方】

申請不要

※令和4年6月に支給しました。

【②、③に該当する方】申請必要

子育て支援課または各支所へ令和5年2月28日(火)までに申請してください。



ひとり親世帯分

【ひとり親世帯以外分】

▼対象／①を満たし、②または③に該当する方

- ①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等(令和5年2月末までに生まれた新生児も対象になります。)
- ②令和4年度住民税非課税の子育て世帯
- ※税の申告がお済みでない方は、申告が必要です。
- ③令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった子育て世帯

▼支給手続き

【①のうち、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者(令和5年2月までに生まれた新生児を含む)で②に該当する方(公務員を除く)】

申請不要

※令和4年7月に支給しました。

【右記以外の方】申請必要

子育て支援課または各支所へ令和5年2月28日(火)までに申請してください(ただし、令和5年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の認定または額の改定の認定の請求をした方は、令和5年3月15日(水)までに申請してください)。



ひとり親世帯以外分

母子家庭等自立支援給付金について

問 子育て支援課 ☎(55)7118

ひとり親家庭の父または母が、就職に役立つ技能や資格の取得のため講習を受講する場合や、養成機関で修業する場合などに、給付金が支給されます。 ※講座を受講する前に、事前相談のうえ、講座の指定を受けることが必要です。支給を希望される方は「相談ください」。

▼対象者／ひとり親家庭の父または母で、児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にある方

- ※未子の年齢が20歳未満
- ※過去に支給を受けたことがある方は対象となりません。
- ※併用できない制度があります。

【自立支援教育訓練給付金】

雇用保険制度の教育訓練給付金の対象として厚生労働大臣が指定する講座の受講を修了した方に支給されます。

▼支給額

①一般教育訓練・特定一般教育訓練対象講座を受講する場合：対象講座の受講料の6割相当額(上限20万円、下限1万2千円)

※雇用保険制度で一般教育訓練給付金を受けるとは、雇用保険制度での給付金との差額

②専門実践教育訓練対象講座を受講する場合：対象講座の受講料の6割相当額(上限40万円、下限1万2千円。2年以上受講する場合は、受講年数×40万円)

【高等職業訓練促進給付金】

就職に必要な資格を取得するために、1年以上養成講座で修業する方に支給されます。

▼対象資格／看護師(准看護師)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等

▼支給期間／修業期間の全期間(上限48か月)

※修業期間は、対象資格の取得のために必要な最小限度の期間とし、期間の途中で申請された場合は、修業当初に遡って支給はできません。

▼支給額

・市民税非課税世帯 月額10万円

・市民税課税世帯 月額7万500円

※養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月は4万円の加算があります。

高等職業訓練促進給付金を受給している方を対象に、入学準備金(上限50万円)や就職準備金(上限20万円)の貸付制度もあります。

この貸付金は、取得した資格を活かして一定期間修業を続け、支給要件を満たした場合に、償還が免除されます。

子ども・若者育成支援
県民運動強調月間

11月1日(火)～30日(水)

スローガン

「育てよう」

自分に勝てる子 負けない子